

# 日本年金機構について

# 1. 日本年金機構について

- ◆ 名称 日本年金機構(にっぽんねんきんきこう)  
(Japan Pension Service)
- ◆ 本部所在地 東京都杉並区高井戸西3-5-24  
(旧 社会保険業務センター所在地)
- ◆ 組織 非公務員型の公法人(特殊法人)  
本部・地方ブロック本部(9か所)・年金事務所(312か所)
- ◆ 設立年月日 平成22年1月1日 \*同時に社会保険庁を廃止
- ◆ 理事長 紀陸 孝(きりく たかし)
- ◆ 職員数 約22,000人(正規・准職員 約12,000人、その他有期雇用職員(年金記録問題対応含む)約10,000人)
- ◆ 業務内容 国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など)を担う。

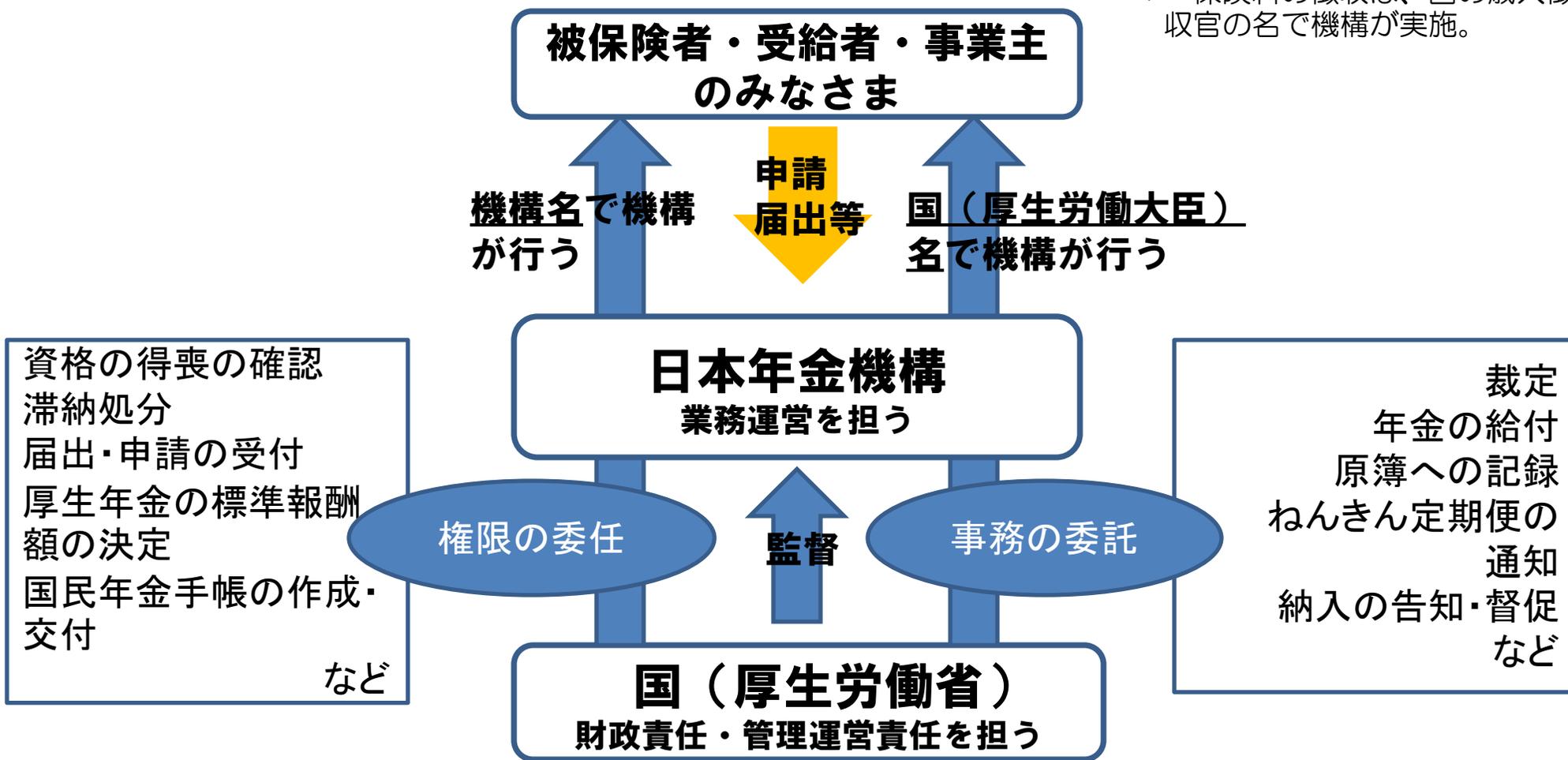


日本年金機構のシンボルマーク  
(平成21年6月25日決定)  
日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の上に「年」の一文字をシンボライズすることで表現。

## 2. 日本年金機構の位置づけ

- 国（厚生労働省）が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構に委任・委託されます。
- 国（厚生労働大臣）の権限を委任された業務（資格の得喪の確認、届出・申請の受付など）については、日本年金機構の名で機構が実施し、国（厚生労働大臣）から事務の委託を受けた業務（裁定、給付など）については、国（厚生労働大臣）の名で機構が実施することとなります。

\* 保険料の徴収は、国の歳入徴収官の名で機構が実施。



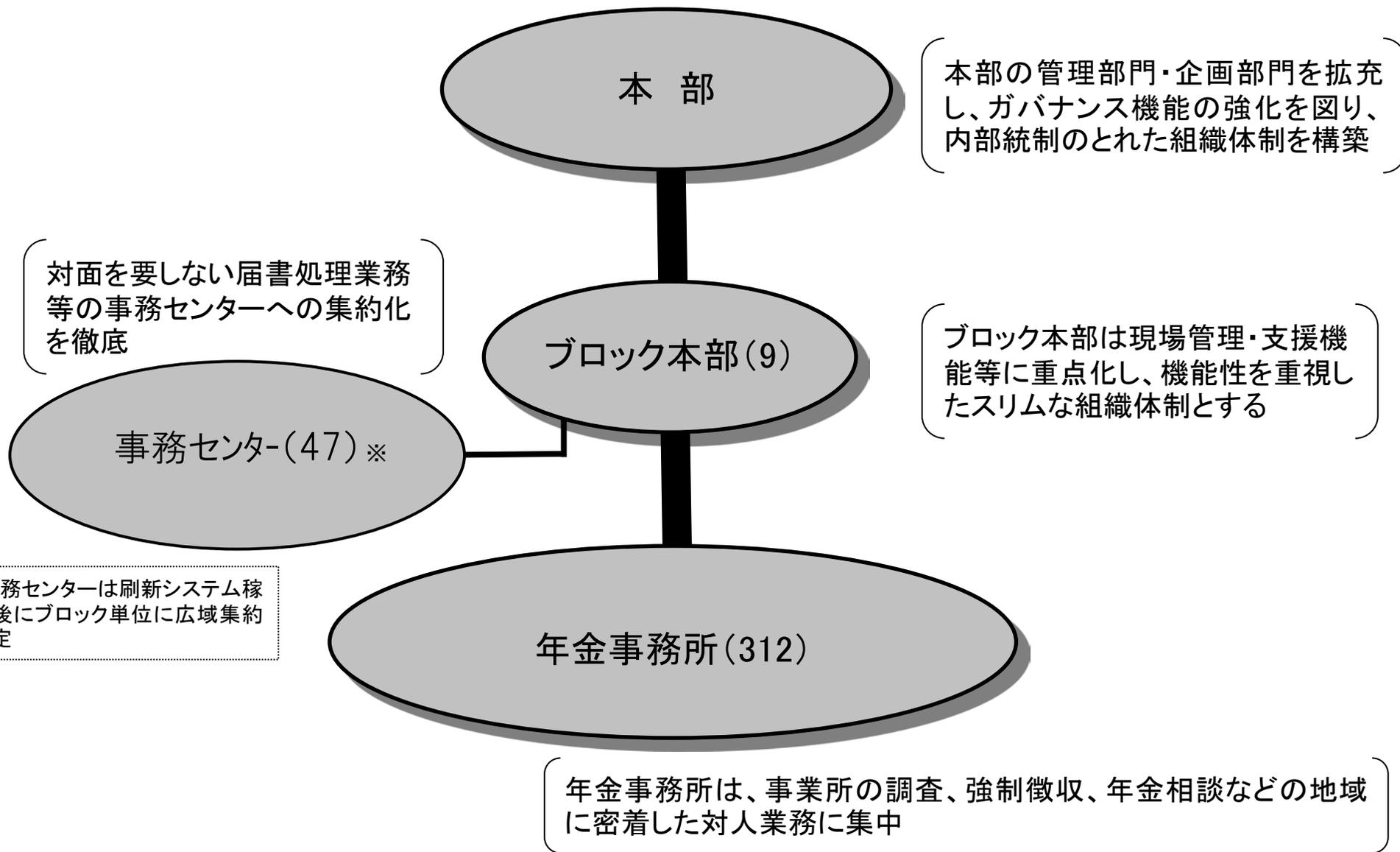
### 3. 日本年金機構設立の目的と理念・運営方針・人事方針

**日本年金機構は、公的年金業務の適正な運営と国民の信頼の確保を図るため、社会保障庁を廃止し、公的年金業務の運営を行う組織として設立された民間法人です。**

日本年金機構では、機構法の基本理念に基づき、

- ①お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供します。
- ②お客様のご意見を業務運営に反映していくとともに、業務の成果などについて、分かりやすい情報公開の取組を進めます。
- ③1,000人規模の民間会社経験者を採用するとともに、能力・実績本位の新たな人事方針を確立し、組織風土を変えます。
- ④コンプライアンスの徹底、リスク管理の仕組みの構築など組織ガバナンスを確立します。

## 4. 日本年金機構の組織



# 5. 本部・ブロック本部・年金事務所の役割分担

年金事務所

※事業所の調査・職権適用、強制徴収、年金相談などの地域に密着した対人業務に集中

➢コンプライアンス・リスク管理

➢お客様の声の把握  
➢サービス改善の取組  
➢本部への業務改善提案

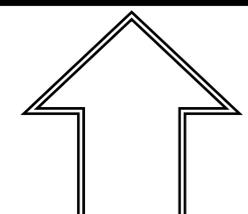
➢事務所としての目標設定  
➢目標達成への取組  
➢マニュアルに基づく業務執行

## 事務所への機能（権限）委譲

- ◆所内の一般職群の人員配置
- ◆現地性または緊急性を伴う少額調達案件の執行
- ◆リスク情報やお客様の声は本部へ直接伝達

## 事務センターへの機能集約

- ◆対面を要しない審査業務等の集約化を徹底



ブロック本部

➢コンプライアンス・リスク管理  
➢人事管理（一般職群）  
➢現地的な調達・契約

➢現場業務の指導・支援  
➢外部委託の現地的管理  
➢地域の関係機関との連携強化・サービス推進

➢事務センター（集約業務）

○本部の管理部門・企画部門を拡充しガバナンスを強化

○本部は現場の声を吸収した上で、現場に対应的確な指示

○ブロック本部は、本部の指示を年金事務所に徹底させるとともに、事務所業務を後方支援

## 本部への機能集約（ブロック本部のすみ化）

- ◆業務企画
- ◆調達・支払業務
- ◆給与・旅費業務
- ◆内部監査

本部

➢コンプライアンス・リスク管理  
➢人事管理（本部・地方管理職）  
➢予算執行管理、調達・契約

組織管理機能

➢目標設定、実績評価  
➢サービス推進、業務改善  
➢業務の標準化  
➢外部委託の横断的管理・評価

業務管理機能

➢システム開発・管理・運用  
➢全国一括業務  
➢コールセンター

事業実施機能

➢業務監査  
➢会計監査  
➢システム監査

監査機能

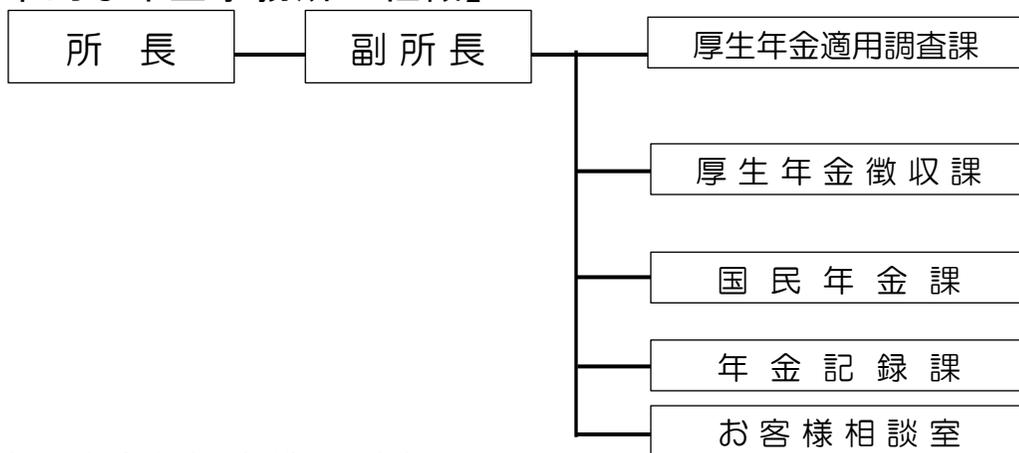
# 6. 日本年金機構の組織の骨格及び人員構成

## (1) 年金事務所の内部組織

○機構設立に合わせ、年金事務所の課室名は基本的に全国統一を図ります。

- ◆厚生年金関係の人員数により、厚生年金適用調査課、厚生年金徴収課
  - ・厚生年金適用課、厚生年金調査課、厚生年金徴収第1課、厚生年金徴収第2課へ分課：5事務所
  - ・厚生年金適用徴収課へ統合（課長は、副所長が兼任）：38事務所
- ◆国民年金関係の人員数により、国民年金課を、国民年金第1課、国民年金第2課へ分課：12事務所

### 【標準的な年金事務所の組織】



- ◆所内の庶務（小額調達案件の調達契約事務含む）
- ◆本部・ブロック本部との連絡調整
- ◆事業所指導、事業所調査
- ◆未適用事業所の職権適用

- ◆厚生年金保険料の納付督促
- ◆滞納保険料に対する滞納処分

- ◆所得に応じた収納対策
- ◆未納保険料の強制徴収
- ◆市町村との連携

- ◆年金記録問題対応の事実調査確認等

- ◆来訪相談 ◆出張相談 ◆電話相談

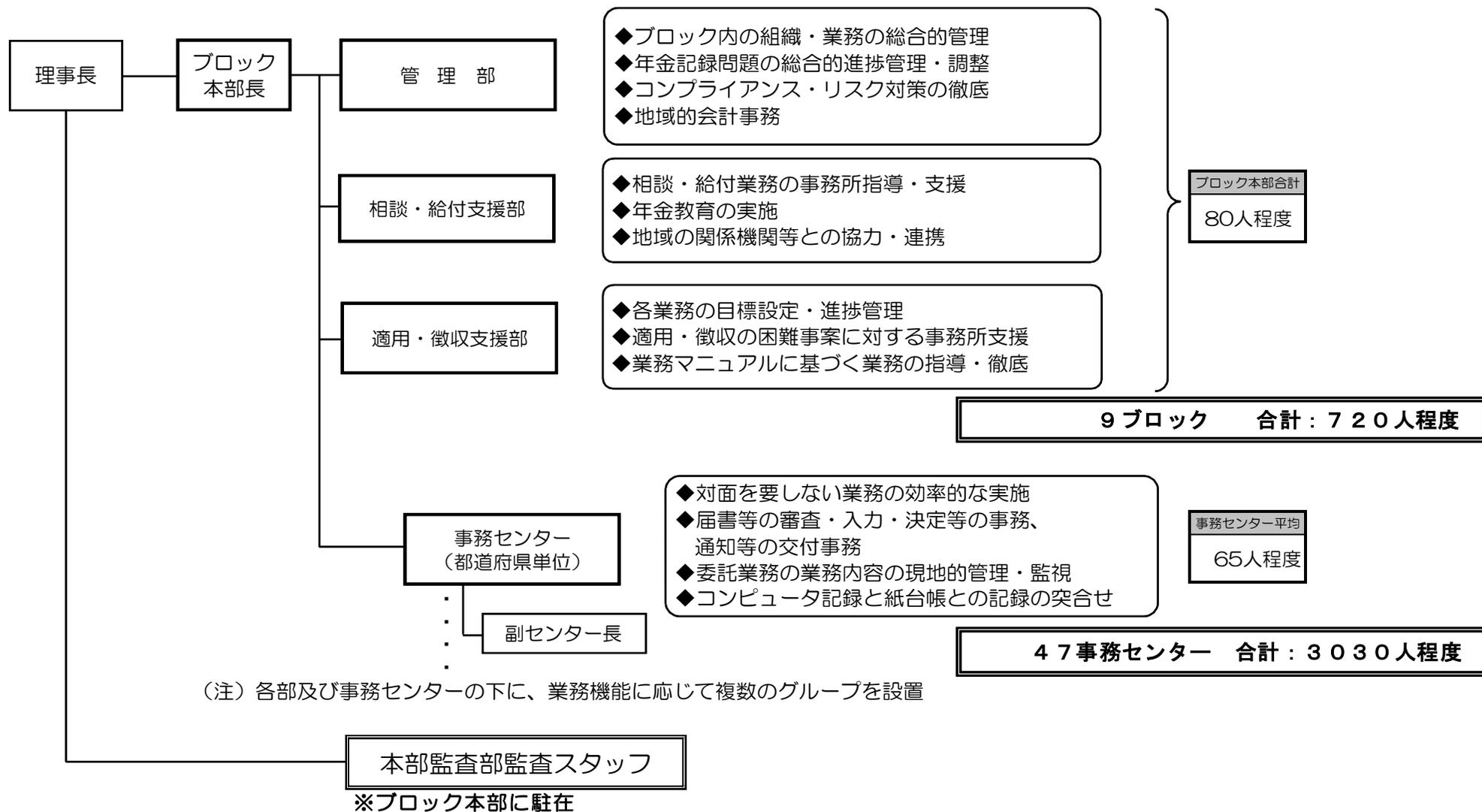
(参考:年金事務所規模別分布数)

規 模	小 規 模		中 規 模		大 規 模	
職 員 数	10人未満	10人～19人	20人～29人	30人～39人	40人～49人	50人以上
年金事務所数	2	102	128	64	10	6

○県庁所在地の一の事務所に副所長を2名配置し、ブロック本部併任として、ブロック本部の指揮の下、以下の業務を担当

- ・年金委員の活動支援、研修・会議への参加案内、その他連絡調整等（県域での連携、連絡調整等が必要なもの）
- ・労働保険との共同事務に関する県労働局との調整事務
- ・社会保険労務士会、その他県単位に組織されている関係・協力機関との連絡調整
- ・県単位で行う必要のある業務に関する伝達等に係る所長会議、担当課長会議等の事務局
- ・その他、年金教育、年金広報等に係る県庁、教育委員会等関係機関との具体的な調整事務

## (2) ブロック本部（標準的なブロック本部）の内部組織



- ◆ブロック内の組織・業務の総合的管理
- ◆年金記録問題の総合的進捗管理・調整
- ◆コンプライアンス・リスク対策の徹底
- ◆地域的会計事務

- ◆相談・給付業務の事務所指導・支援
- ◆年金教育の実施
- ◆地域の関係機関等との協力・連携

- ◆各業務の目標設定・進捗管理
- ◆適用・徴収の困難事案に対する事務所支援
- ◆業務マニュアルに基づく業務の指導・徹底

ブロック本部合計  
80人程度

事務センター平均  
65人程度

**9ブロック 合計：720人程度**

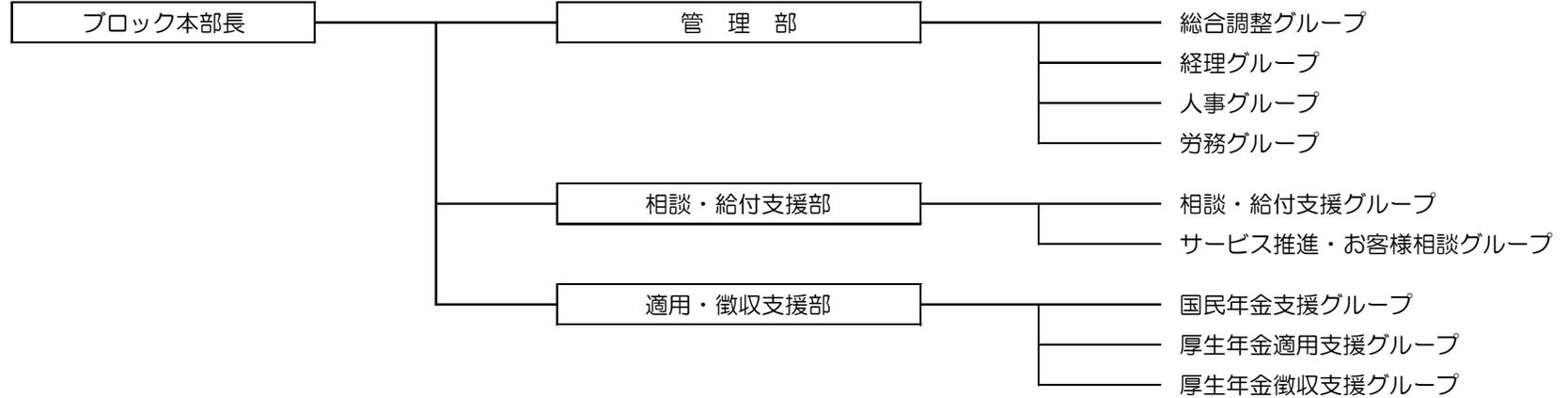
**47事務センター 合計：3030人程度**

本部監査部監査スタッフ

※ブロック本部に駐在

# ブロック本部別組織構成

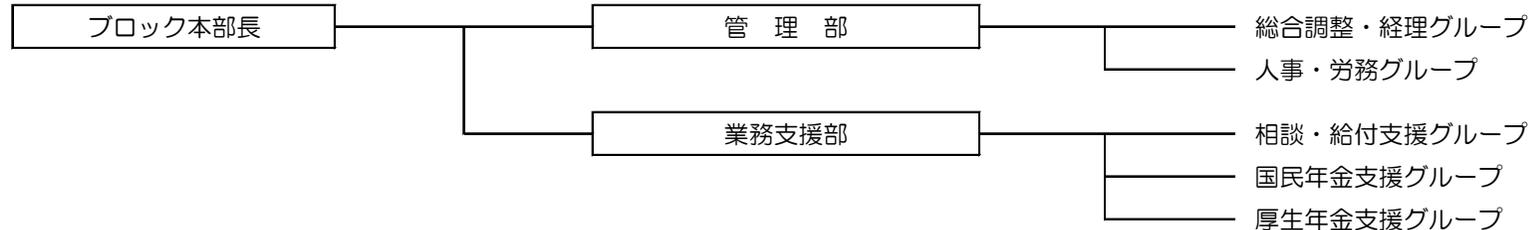
(南関東ブロック本部、中部ブロック本部、近畿ブロック本部)



(東北ブロック本部、北関東・信越ブロック本部、中国ブロック本部、九州ブロック本部)



(北海道ブロック本部、四国ブロック本部)



### (3) 事務センターの内部組織

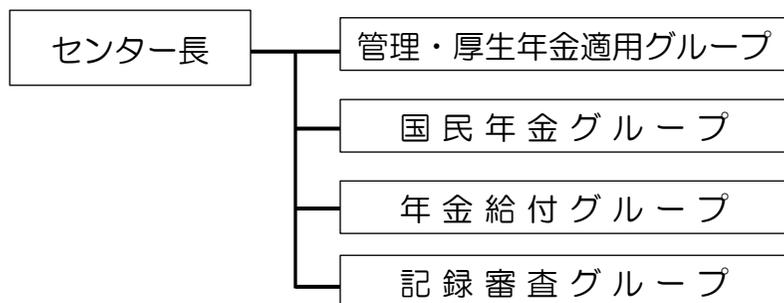
#### 組織上の位置づけ

○地方ブロック本部の一部署として47都道府県に設置(スペースの関係上、都道府県内に複数個所設置する場合あり。)

#### 設置の目的

○対面を要しない届書等の審査・入力・決裁業務等を集約することにより、年金事務所の機能を適用事業所等の調査や強制徴収、年金相談などの対人業務に集中させ、効率的・効果的な業務運営が可能となる。

#### 標準的な事務センターの組織:65名程度



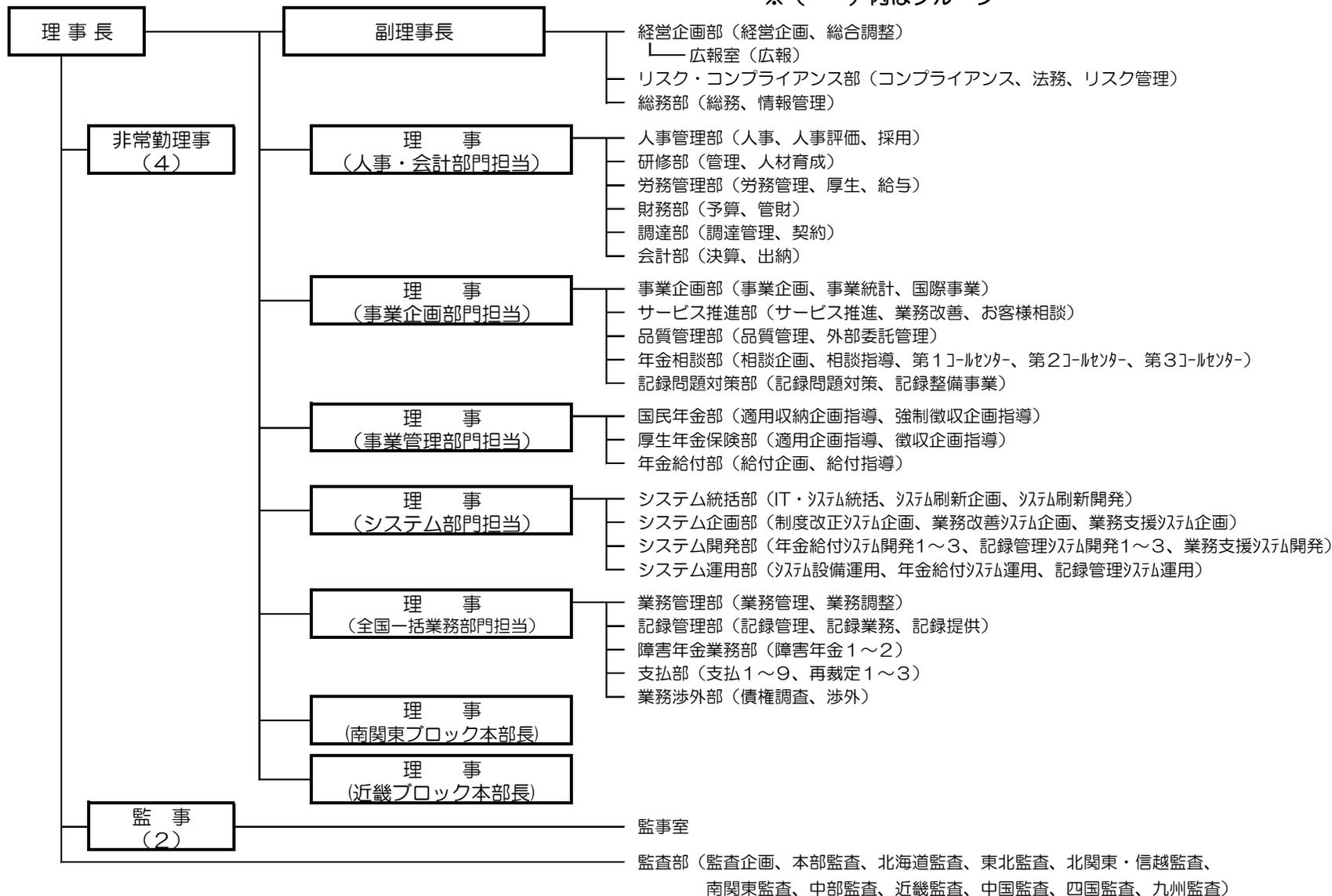
- ◆各種届書・申請書、請求書等に係る受付・審査・入力・決定  
(年金事務所での即時処理が必要なものを除く)
- ◆各種通知書・告知書等の作成・送付(交付)
- ◆各種届書・申請書、請求書等の編綴・保管
- ◆特別障害給付金、老齢福祉年金に関する処理
- ◆死亡・特別・脱退一時金に関する処理
- ◆年金記録確認地方第三者委員会への進達(進達前審査含む)
- ◆委託業務の業務内容の現地的管理・監視
- ◆コンピュータ記録と紙台帳との記録の突合せ

※事務センター規模により、副センター長を配置する事務センターがある。

※事業規模により、各グループを複数に分割する事務センターがある。

# (4) 機構本部の内部組織

※ ( ) 内はグループ



理事長、副理事長、常勤理事 (7)、監事 (2)      29部・室      91グループ      合計：1080人程度

## 7. 本部、ブロック本部、年金事務所の所在地について

- 本部は、**旧社会保険業務センター高井戸庁舎**に設置（一部をテナントビルに設置）
- ブロック本部については、  
①移転して設置：北海道、愛知、広島、福岡  
②旧社会保険事務局庁舎に設置：宮城、埼玉、東京、大阪、香川
- 年金事務所については、**旧社会保険事務所庁舎**をそのまま使用

### 【本部】

東京都杉並区高井戸西3-5-24

### 【ブロック本部:9か所】

ブロック本部の名称	所在地	担当地域
北海道ブロック本部	北海道札幌市白石区	北海道
東北ブロック本部	宮城県仙台市青葉区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東・信越ブロック本部	埼玉県さいたま市浦和区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
南関東ブロック本部	東京都新宿区	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部ブロック本部	愛知県名古屋市中区	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック本部	大阪府大阪市中央区	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック本部	広島県広島市中区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック本部	香川県高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック本部	福岡県福岡市博多区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

### 【年金事務所:312か所】

旧社会保険事務所庁舎をそのまま使用(所在地に変更なし)